

- 議 長 日程第13、「議案第9号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。
- 町 長 「議案第9号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を、別紙のように定める。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 安全防災担当室長 それでは、「議案第9号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明をさせていただきます。本条例の改正につきましては国が社会情勢などに対応するために、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正されたことに伴い、町の消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。
- それでは議案の3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。最初に右が現行、左が改正案でございます。第5条、第2項、第2号、消防作業従事者、救急業務協力者もしくは水防従事者又は応急措置従事者の補償基礎額を、下線のとおり現行の9,700円より1万円へ、増額の上限の現行を1万4,500円より1万5,000円へ改正するものでございます。
- 続きまして、次ページを御覧ください。下線のとおり、第3項に該当する扶養親族については、1人につき現行の100円から433円に改め、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を削り、第3号から第6号までを第2号から第5号までに改め、同項中第1号、配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)を削り、第2号から第6号をそれぞれ1号ずつ繰り上げます。
- 続きまして、下部の別表、第5条関係の補償基礎額表を御覧ください。消防団員の補償基礎額を現行から改正案に改正するものでございます。
- 2ページ戻っていただき、議案本文2ページを御覧ください。附則でございます。施行期日、この条例は令和8年4月1日から施行する。なお、2月の議

会全員協議会で御説明をさせていただきました参考資料2を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「議案第9号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。